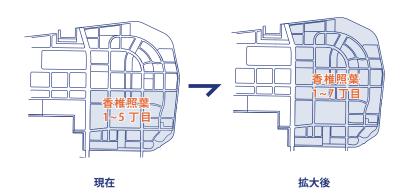
アイランドシティ香椎照葉地区 都市景観形成地区の区域を拡大しました



「アイランドシティ香椎照葉地区」は、先進的な環境 共生のまちづくりに向けて、市民や事業者と共働で 調和と秩序を持ったまちなみの創出・保全を図る ことを目的として、平成23年3月に、都市景観形 成地区の指定をしています。令和5年10月より、 都市景観形成地区の区域を拡大し、東区香椎照葉 6丁目および7丁目が区域に追加されました。そ のため、すべての規模において建築物または工作 物の新築、増築等の際に届出が必要です。

「アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区」の景観形成基準 等についての変更はありません。

■区域拡大の概要



■区域



福岡市東区香椎照葉1丁目から7丁目まで

■届出手続き

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しく は移転、外観を変更する修繕又は模様替え、 外観の色彩の変更を届出対象とします。また、 屋外広告物法による許可が必要です。

- ※1 原則、届出後 30 日間は行為に着手できません。また、場合により 90 日間まで延長する場合があります。
- ※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

* 景観形成の誘導の流れ(届出手続き) *



お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室 推進係

TEL: 092-711-4589 FAX: 092-733-5590 E-mail: toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

※詳細はパンフレット「アイランドシティ香権照葉地区都市景観形成地区」をご参照ください。 パンフレットは、都市景観室(福岡市役所 4 階)で配布しています。市のホームページからダウンロードすることもできます。 都市景観形成地区の詳細なエリアについては、「福岡市 Web まっぷ(都市計画情報マップ)」で確認することができます。 届出・ご相談窓口は、9 時 30 分 ~16 時(12 時 ~13 時を除く)にお願いします。



